告示

○総務省告示第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十九年総務省告示第三百九十二号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出のあった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年十一月九日	立憲民主党	本部の所在地	東京都千代田区平河町二―一二―四ふじビル三F	東京都港区東新橋一―一〇―一―三〇一一

○総務省告示第十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十九年総務省告示第三百九十三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年十一月九日	立憲民主党	本部の所在地	東京都千代田区平河町二―一二―四ふじビル三F	東京都港区東新橋一―一〇―一―三〇一一

○総務省告示第二十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十九年総務省告示第三百五十四号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出のあった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年十一月十五日	希望の党	本部の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―四永田町パレスサイドビル二階	東京都豊島区南池袋二―一二―八岡芹ビル五階
		代表者の氏名	玉木雄一郎	小池百合子

○総務省告示第二十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十九年総務省告示第三百五十五号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年十一月十五日	希望の党	本部の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―四永田町パレスサイドビル二階	東京都豊島区南池袋二―一二―八岡芹ビル五階
		代表者の氏名	玉木雄一郎	小池百合子

○政治資金適正化委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年一月十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五三六五	二九、一二、二〇	藤田　弘
五三六六	二九、一二、二〇	岩田健一郎

○外務省告示第八号

ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、「千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約」の加入書を平成二十九年十月十日に植物新品種保護同盟の事務局に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年十一月十日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生じた。

（平成二十九年十月十日付け植物新品種保護同盟事務局長回章）

平成三十年一月十九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第九号

アフガニスタン・イスラム共和国政府は、平成二十九年八月九日に国際連合事務総長に対し、昭和五十五年十月十日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の批准書及び平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された同条約第一条の改正の加入書を寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ及びⅢ、追加議定書（議定書Ⅳ）並びに千九百九十六年五月三日に改正された議定書Ⅱに拘束されることに同意する旨を通告した。

（平成二十九年十二月二十一日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年一月十九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第十号

ベナン共和国政府は、平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正」の受諾書を平成二十九年九月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、平成三十年三月二十一日にベナン共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年九月二十一日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年一月十九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第十一号

平成二十九年十二月二十六日にビエンチャンで、タゴン灌漑農業改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　タゴン灌漑農業改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億三千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十一月三十日

4　署名者

日　本　側　引原毅在ラオス大使

ラ オ ス 側　カンパオ・ウーンタヴォン外務副大臣

平成三十年一月十九日

外務大臣　河野　太郎